

# はじめに



- 尖閣諸島沖衝突映像流出事件
- ・入試問題ネット投稿事件



## 著作権と特許権の違い

- ・法の目的
- ・定義
- ・権利の発生
- ・存続期間
- ・所管庁



# 著作者と利用者と

- ・ 著作者として→研究者・学生・(図書館等)
- ・利用者として→研究者・学生・(図書館等)
- ・保護と円滑な利用が相まって 文化の発展に寄与(著作権法の目的)

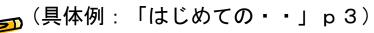




# 著作物

#### <定義>

- ① 思想又は感情
- 2 創作的
- ③ 表現したもの
- ④ 文芸、学術、美術、音楽の範囲=文化的な所産





## 著作者

- ・著作物を創作する者
- ・共同著作者・・共同著作物の著 者
- ・法人著作(職務著作)





#### 権利の発生

- ・著作権の存続期間は、著作物の創作の時に始まる
- ・著作者は、著作者人格権と著作権(財産 権としての)を享有(具体例:「はじめ ての・・」p7
- ・享有には、いかなる方式の履行も要しない (無方式主義)



#### 著作者人格権

- ・著作者に固有の権利
- ・一身専属的な権利・・・死亡により消滅
- ・譲渡・相続は不可
- ・著作者が存しなくなった後の人格的利益 の保護



## 著作者人格権

- 勝手に公表しないで(公表権) 三島由紀夫手紙事件(平成11.10.18東京地裁)
- •名前を表示して(氏名表示権) 千葉大学医学部氏名不表示事件(昭和54. 2. 19東京 地共)
- 中身を勝手に変えないで(同一性保持権)法政大学懸賞論文事件(平成2.11.16東京地裁)



## 著作権(財産権としての)

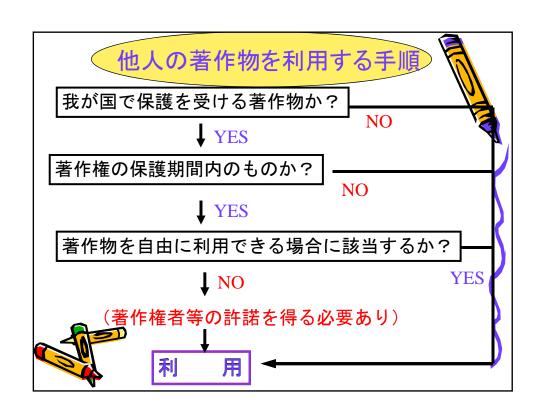
- 排他的、独占的権利
- ・他人が利用することについて許諾又は 拒否する権利
- ・権利の東
- ・全部または一部の譲渡、相続が可能



#### 他人の著作物を利用する方法

- ・原則として、権利者の「許諾」を得る。
- ・許諾の契約は、口頭でも可能であるが、 文書など形のあるものでした方が無難。
- ・権利者から権利を「譲渡」として貰う方法もある。





#### 権利の目的とならない著作物

- ① 憲法その他の法令(地方公共団体の条例、規則含む)
- ② 国、地方公共団体、独立行政法人の告示、訓令、通達など
- ③ 裁判所の判決、決定、命令など
- ④ ①~③の翻訳物や編集物で国、地方公 共団体、独立行政法人が作成するもの



#### 保護を受ける著作物

- ・日本国民の著作物
- ・最初に国内で発行された著作物
- ・条約によりわが国が保護の義務を 負う著作物(164カ国)





## 保護期間

- 1. 保護期間の原則
  - ①期間は著作物の創作の時から始まる
  - ②著作者の死後50年を経過するまでの間存続
  - ③共同著作物の場合は最後に亡くなった人から
- 2. 無名・変名の著作物
  - → 著作物の公表後50年
- 3. 団体名義の著作物
  - → 著作物の公表後50年
- 4. 映画の著作物



→ 著作物の公表後70年

#### 写真について

THE THE

- ・写真の保護期間
- ・仏像の写真と絵の写真
- ・出版物からの写真の利用



#### 制限規定のいくつかの例

- ・私的使用のための複製(著作権法30条)
- ・ 図書館における複製(31条)
- ・授業で使用するための複製(35条)
- ・非営利・無料の上映、貸出(38条)
- ・引用(32条)

「はじめての・・」p24~25



#### 私的使用のための複製(30条)

- ・個人的・家庭内、これに準じる限られた範囲で使用
- ・使用する者が複製
- ・自分のPCに複製は可、HP掲載は不可
- ・レンタル店でのビデオのダビングは不可
- ・コンビニでの文献コピーは「暫定的」に可

#### 図書館における複製(31条)

- ・政令で定める大学図書館等
- ・司書又はそれに相当する職員がいること
- ・所蔵する資料を使うこと・・現物貸借OK
- ・機器は図書館の管理下にあること
- ・著作物の一部分、一人につき一部
- ・定期刊行物の一論文は全文複写も可



#### 学校等における複製(35条)

- ・「授業」「ゼミ」で使用する目的
- 教員又は授業を受ける学生が複製
- ・著作物の種類、用途、部数、態様に照 らし、利益を不当に害する場合は不可



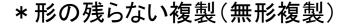


## 営利を目的としない 演奏・上映等(38条)



次の3条件に合致した場合

- ①営利を目的としない
- ②聴衆・観衆から料金を取らない
- ③演奏者等に報酬が支払われない 大学祭等での無料演奏など



## 引用(32条)

- ・条文:研究などのために「公正な慣行に 合致」かつ「正当な範囲内」と規定
- ・引用部分とそれ以外の部分との「主従」 関係及び「明瞭な区分」
- ・引用する必然性
- ・出所の明示
- ・白書などは説明の材料として「大幅」な転 載が可能・・文章や図表など



# 引用と盗用(盗作)

- ・「無断引用」という言葉
- ・大幅な「引用」は、著作権法上の引用でなく「転載」という。
- ・ 盗用(盗作)は、あたかも自分が著作した ように、自分の文中に転載・挿入してしま うこと



## 出所の明示の方法

- ・図書の場合 著者名、書名:副書名、版表示、出版者、 出版年、ページ
- ・雑誌の場合 著者名、論文名、雑誌名、出版年、巻、号、 ページ、Webサイト、入手日付 (藤田節子「引用・参考文献の書き方」より)



# リポジトリへの登録

- THE PARTY OF THE P
- 二つの権利の許諾が必要
- •複製権
- ・公衆送信権



# 学 位 論 文

- 学位規則(文部科学省令)で原則1年以内 に全文の印刷公表義務付け
- ・九州大学芸術工学院の場合 1996年から要旨、全文を研究者の許諾を 得て図書館HPに載せていたが、現在は 許諾を得て機関リポジトリに登録



# 国立国会図書館の 資料デジタル化

- MICH TIME
- ・平成21年著作権法改正で導入
- ・博士論文も納本された資料としてデ ジタル化が可能となった
- ・インターネットに載せるのには、研究 者(著作権者)の許諾が必要



## 著作権者の許諾を得ること

- ・著作者=著作権者(本人)
- ・著作権者→学会
  - →出版社
  - →編集委員会
  - →遺族など著作権承継者
- ・共同著作者=全員の合意



# 学会への著作権の帰属



· 社会系87誌 47 35

・理工系199誌 174 168



(藤田節子:投稿規定分析調査より)

# 肖像権・プライバシー権

TIME THE PARTY OF THE PARTY OF

- ・肖像権について
- ・プライバシ一権について

